

眺望景観形成誘導基準（ヴィーナステラス）の今後の進め方

- ・第 81 回都市景観審議会の眺望景観形成誘導基準（案）をベースとして議論を進める。
- ・ただし、以下については、内容を精査し、一部修正を検討する。

項目	内容
区域①の範囲及び基準線	高さ基準の単純化 (地点 B 以東と以西で 2 段階に分かれている基準を 1 段階にする)
区域③の範囲	既定の都市計画との整合
区域③の基準線	基準線の設定根拠とする既存建物の精査 高さ基準の考え方(俯角→基準面)
区域 a, b の範囲	既定の都市計画との整合、地形地物の状況に応じて精査

- ・誘導基準は、景観計画区域、都市景観形成地域、景観形成指定建築物等届出地域、それぞれの制限や基準として規定し、届出制度の中で運用を行う。

◆今後の予定

【平成 30 年度】

- 都市景観審議会（2 回）
眺望景観形成誘導基準案（修正案）について

【平成 31 年度】

- 地元団体、関係権利者等への説明
- 意見公募実施
- 都市景観審議会
意見公募結果報告、眺望景観誘導基準の確定
- 都市計画審議会
景観計画の変更について（意見聴取）
- 決定・告示
- 施行